

# 今月のトピックス

令和6年3月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL:<http://slmo.co.jp/>

二次元コードで弊社 HP へアクセスできます。



【今月の担当:瀬島】

## 【令和6年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の令和6年度健康保険・介護保険料率が決定いたしました。

全国一律適用となる介護保険料率については1.82%から1.60%へ引き下げとなります。

	介護保険第2号被保険者に 該当しない場合	介護保険第2号被保険者に 該当する場合
東京都	9.98%(10.00%)	11.58%(11.82%)
埼玉県	9.78%(9.82%)	11.38%(11.64%)
神奈川県	10.02%(10.02%)	11.62%(11.84%)
群馬県	9.81%(9.76%)	11.41%(11.58%)
栃木県	9.79%(9.96%)	11.39%(11.78%)
茨城県	9.66%(9.73%)	11.26%(11.55%)
千葉県	9.77%(9.87%)	11.37%(11.69%)

※変更後の健康保険料率及び介護保険料率は、**令和6年3月分（4月納付分）**からの適用となります。

※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認ください。

## 【令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます】

現在の健康保険証は、令和6年12月2日に発行を終了し、以降新規の発行は行われなくなりとなりました。なお、発行済みの健康保険証については、廃止後も最大1年間従来通り使用できる経過措置が設けられることとなっており、マイナンバーカードを取得していない人も医療機関で保険診療を受けられるよう、健康保険組合などの保険者が資格確認書を発行することが予定されています（有効期間は5年）。

### マイナ保険証の特徴

- 医療費控除の確定申告に必要となる医療費通知情報を、マイナポータルで入手可能に
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要（会社の取得手続きは必要）
- 高齢受給者証の持参が不要

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談下さい。